

新潟県林道補助事業事務取扱要領

制定	昭和41年	9月30日
改正	昭和44年	7月1日
改正	昭和46年	7月24日
改正	昭和56年	12月18日
改正	平成5年	3月31日
改正	平成12年	3月28日
改正	平成13年	3月29日
改正	平成19年	5月1日
改正	平成21年	4月1日
改正	令和3年	7月19日
改正	令和6年	3月29日

第1条 新潟県林業関係補助金交付要綱及び新潟県林業関係交付金交付要綱（以下「要綱」という。）により実施する林道事業の事務取扱については、新潟県補助金等交付規則及び要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2条 補助金を希望する市町村又は森林組合（以下「事業主体」という。）は、林道補助事業計画書（第1号様式）を実施予定の前年9月末日までに、知事に提出すること。

第3条 地域振興局農林（水産）振興部長（新潟地域振興局津川地区振興事務所にあつては同地区振興事務所長）は、提出された事業計画書について必要な調査を行い、これを取りまとめて、農林水産部林政課長に送付する。
送付の時期については、別に定める。

第4条 知事は提出された事業計画書の内容を検討し、国の補助を要するものについては審査を経た上、事業を実施するか否かを決定する。

第5条 事業の実施が決定した市町村に対しては、補助金及び交付金交付の内示をする。

第6条 地域振興局農林（水産）振興部長（新潟地域振興局津川地区振興事務所にあつては同地区振興事務所長）は、工事の施工について、事業主体に対し必要な指導監督をするものとする。

第7条 工事の施工は、請負を原則とする。

第8条 工事の施工に関しては、事業主体の定める規定によらなければならない。ただし、建設工事執行規定の未制定の事業主体は、新潟建設工事執行規程（昭和49年訓令第27号）を準用すること。

第9条 施行主体は、工事を着手したときは、その日から7日以内に、工事着手報告（第2号様式）を地域振興局長（新潟地域振興局津川地区振興事務所にあつては同地区振興事務所長）に提出すること。

2 事業の着手は原則として補助金交付決定に基づき行うものとするが、県単林道事業においてやむを得ない事由により林道補助事業計画書に基づく事業を補助金交付決定前に着手する必要がある場合、事業主体は、事前着手報告（第5号様式）を地域振興局長（新潟地域振興局津川地区振興事務所にあつては同地区振興事務所長）に提出すること。

第10条 事業主体は、事業を繰越しようとするときは、繰越承認申請書（第3号様式）を提出し承認を受けること。

第11条 事業主体は、事業が完了したときは、事業主体の検査完了の日から7日以内に工事完了報告（第4号様式）を地域振興局長（新潟地域振興局津川地区振興事務所にあつては同地区振興事務所長）に提出すること。

第12条 事業主体は、事業完了後、要綱に定める期日までに、実績報告書を提出すること。

第13条 事業主体に対する検査は、新潟県林業関係補助事業検査規定（昭和48年新潟県告示第1591号）の定めるところによる。ただし、工事の完了検査については、工事完了報告により行うことがある。

第14条 知事は、実績報告書及び検査復命書により適正なものと認めるときは、事業主体に対し補助金確定の通知をする。

第15条 事業主体は、事業完了後、その実績その他所要事項を林道台帳に登載して整理保存すること。林道台帳の様式及び取扱いについては、別に定めるところによる。

第16条 事業主体は、林道の管理規定を定め、善良な管理者の責任のもとにこれを管理すること。ただしあらかじめ知事に届け出た場合は、ほかの地方公共団体又は森林組合を指定して管理を行わせることができる。

第 17 条 管理規定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 目 的
- 2 施 設 の 種 類
- 3 施 設 の 箇 所
- 4 管 理 責 任 者
- 5 利 用 者 の 範 囲
- 6 利用方法に関する事項
- 7 使用料に関する事項
- 8 施設の保全に関する事項
- 9 そ の 他 必 要 事 項

第 18 条 林道事業の補助対象経費は森林整備保全事業設計積算要領の制定について(平成 12 年 3 月 31 日付 12 林野計第 138 号)「第 5 積算書の内容」で定めるところによる。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 1 9 日から施行し、令和 3 年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 3 月 2 9 日から施行し、令和 6 年度の補助事業から適用する。

(別 紙)

事前着手報告提出に係る留意事項

事前着手とは、補助金交付決定前に事業に着手することをいう。

事業の着手は、原則として補助金交付決定通知に基づき行うこととされているが、やむを得ない事由により事前着手の必要がある場合は、「新潟県林道補助事業事務取扱要領」第9条2によるほか、下記により取り扱うこと。

記

- 1 「やむを得ない事由」とは、次の事項をいう。
 - (1) 事業の性格上、事業の実施時期に制約を受ける。
 - (2) 事業の実施上、特に長期間を要する。
 - (3) 早期着手により事業費の増額の防止が予想できる
 - (4) ほかの事業と関連し、早期着手する必要がある。

- 2 事業実施主体は、下記の「別記条件」を了知のこと。

- 3 事業実施主体は、予め実施設計書の審査を県から受けたのち事前着手報告を提出すること。

- 4 事前着手報告は、補助金の内示以降とする。

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天変地変等の事由により実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 該当事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

第1号様式

林 道 補 助 事 業 計 画 書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

市町村（森林組合長） 氏 名

年度林道補助事業として、別紙のとおり実施したいので関係書類を添えて提出します。

第2号様式

工 事 着 手 報 告

(林道 線又は 年 災 林道 線)

地域振興局長 様
(新潟地域振興局津川地区振興事務所長 様)

市町村(森林組合)長 氏 名

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知(内示又は事前着手承認)
のあった 年度林道 事業 線について、下記のとおり着手したので報
告します。

記

工区又は箇所 番号	実施設計書		契約額	着 手 年 月 日	交付決定 年 月 日	請負人 氏 名	契約方法	摘 要
	区 分	金 額 (円)						
	工事請負額 工事雑費 事務雑費 何 々 計							

添付書類 請負契約書の写、入札調書の写、着手届の写、工程表の写

年度 事業繰越承認申請書
(林道 線又は 年 災 林道 線)

番 号
年 月 日

地域振興局長 様
(新潟地域振興局津川地区振興事務所長 様)

市町村(森林組合)長 氏 名

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった事業について繰越をしたいので承認願いたく、関係書類を添えて申請します。

1 添付資料 事業計画書(※)

※ 要綱に定める別記の様式

事業計画書の記載にあたっては、事業費、補助金(交付金)について、全体額を上段に、年度内支出額を中段に、繰越額を下段とすること。

工 事 完 了 報 告

(林道 線又は 年 災 林道 線)

番 号
年 月 日

地域振興局長 様
(新潟地域振興局津川地区振興事務所長 様)

市町村(森林組合)長 氏 名

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった
年度林道 事業 線について、下記のとおり完了したので報告しま
す。

記

工区又は 箇所番号	請 負 額	完了年月日	請負人氏名	事業主体 検査年月日	検 査 者 職 氏 名	摘 要

添付書類 出来形設計書(設計書様式4-1号(本工事費内訳書)、工事平面図)、
工事完了写真、事業主体の検査調書の写、履行届の写

事前着手報告

(林道線)

番 号
年 月 日

地域振興局長 様
(新潟地域振興局津川地区振興事務所長 様)

市町村(森林組合)長 氏 名

年度林道補助事業計画書に基づく下記の事業について、別記条件を了承のうえ、早期に着手したいので報告します。

記

工区又は 箇所番号	事業量	実施設計額	着工予定 年月日	完了予定 年月日	交付決定前着工 を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由により実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

添付書類 実施設計図書(設計書様式4-1号(本工事費内訳書)、工事平面図)